**「市民活動と協働を推進するための指針」の「具体的な施策」更新（案）**

資料１－２

６　具体的な施策

　　市民活動や協働の推進に、必要と考えられる施策は次のとおりです。

財政状況、あるいは制度上の課題により、実現までに時間を要する施策も含まれていますが、弾力的に対応するとともに、重点施策や優先度を設定し、着実に進めていきます。

また、施策間で関連するものもあり、関連性やつながりを持たせながら、施策を展開していきます。

|  |  |
| --- | --- |
| **分類** | **説明** |
| Ⅰ  （重点施策） | 優先度が高く、短期的（１～２年）に実施していくもの |
| Ⅱ | ア 優先度がやや高く、中期的（３～５年）に実施していくもの |
| イ 現状の取組を継続しながら、充実を図るもの |
| Ⅲ | 充分に検討しながら、段階的に実施していくもの |

※各施策の緊急度や重要度、費用を総合的に評価して分類しています。

**（１）活動の場の提供に関すること**

市民活動団体等の活動拠点の確保

* 第一次指針

**・民間施設等の活用に向けた協力体制の構築【Ⅰ】＜重点施策＞**

様々な情報を収集し、民間事業者の会議室、コワーキングスペースや市内の福祉施設等の活用を図り、新たな活動の場を創出します。

* これまでの取組

・MUJIやコワーキングスペース（ネクトン大船）と調整し活動の場としての可能性を探っていたが、現在継続しているものは無い。

・地域カフェについて、下記HPにて紹介している。（NPOや福祉団体が運営するカフェを活動の場として紹介）※最新情報を確認する必要あり。

[**https**://www.city.kamakura.kanagawa.jp/npo/koukyousisetuitirann.html#minkan](https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/npo/koukyousisetuitirann.html#minkan)

* 第二次指針（案）

**・利用可能な民間施設等の情報提供【Ⅱ-イ】**  
NPOセンターと連携して、市内の利用可能な民間施設等の情報を収集・周知し、ニー

ズに応じた活動の場の創出に取り組みます。

*⇒福祉施設等を含む既存の一覧を更新するとともに公会堂等の施設を追加。*

* 第一次指針

**・公共施設の有効利用【Ⅰ】＜重点施策＞**

公共施設の会議室やフリースペース等を有効活用できるよう検討します。

* これまでの取組

令和３年度に庁内照会を行い、「利用可能な公共施設の会議室、パンフレット等を配架できる場所、展示や発表が出来る場」等をとりまとめた結果を市HPに掲載。

[**https**://www.city.kamakura.kanagawa.jp/npo/koukyousisetuitirann.html#minkan](https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/npo/koukyousisetuitirann.html#minkan)

* 第二次指針（案）

**・利用可能な公共施設等の情報提供【Ⅱ-イ】**  
公共施設等の情報を収集・周知し、ニーズに応じた活動の場の創出に取り組みます。

*⇒公共施設は現存するものを使用することし、既存の一覧を更新し情報提供する。*

**（２）財政的支援に関すること**

ア　市民活動団体等の活動資金の確保

* 第一次指針

**・市民活動を支援するための基金の設置【Ⅰ】＜重点施策＞**

市民活動支援に充てる財源を確保していくために寄附金を活用した基金を設置します。

* これまでの取組

　令和３年４月基金設置、エール事業等に活用。

* 第二次指針（案）

**・つながる鎌倉エール基金（市民活動推進基金）の周知・活用【Ⅰ】＜重点施策＞**

基金についてさらなる周知を図り、つながる鎌倉エール事業の拡充をはじめ、市民活

動の支援を目的とした様々な活用方法を検討します*。*

* 第一次指針

**・ふるさと寄附金の活用や寄附金付き自動販売機の設置等【Ⅱ—ア】**

市民等から市民活動団体等への寄附を促進する環境づくりを進めます。

* これまでの取組

ふるさと納税制度を利用してエール基金への寄附を可能とした。

* 第二次指針（案）

削除

新規追加

* 第二次指針（案）

**・つながる鎌倉エール事業の周知・活用促進【Ⅱ—イ】**

　各コースの趣旨を含めエール事業の周知を行い、活用促進を図ります。

イ　活動に伴うリスクの負担に対する支援

* 第一次指針

**・市民活動補償制度【Ⅱ—イ】**

市民活動団体等が安心して活動を行うために、活動中に指導者や活動者が怪我をした

り、他者に怪我をさせるなどの事故が発生した場合に補償する制度です。市が保険会社と

契約して保険料を負担することで、市民活動団体等の負担が軽減されます。既に運用して

おり、制度の周知と充実を図ります。

* 第二次指針（案）

　　変更なし（項目名を「市民活動補償制度の周知」に変更）

**（３）情報の提供に関すること**

ア　市の事業についての情報提供

* 第一次指針

**・個別に実施している協働事業に関する情報の集約と提供【Ⅱ—ア】*・・・①***

**・新たな協働事業の提案や活動の参考となるような事業に関する情報提供【Ⅱ—ア】**

***・・・②***

新たな協働事業の提案や活動の参考となるよう、各部署で実施している協働事業や市民活動団体等へ委託している事業の内容とその実績などの情報を集約し、提供します。また、市が抱えている課題についての情報を公開し、協働で取り組む可能性を探ります。

* これまでの取組

①協働事業ガイドラインに基づく協働事業報告書の集約、HP掲載による情報提供

②各課業務課題の調査（年度末）、結果のHP掲載、NPOセンターへの情報提供

* 第二次指針（案）

**・~~個別に実施している~~協働事業に関する情報の集約と提供【Ⅱ—イ】**

**・新たな協働事業の提案や活動の参考となるような事業に関する情報提供【Ⅱ—イ】**

新たな協働事業の提案や活動の参考となるよう、つながる鎌倉エール事業における採択事業のほか、各部署で実施している市民活動団体等との協働事業等の内容を集約し、市ホームページにおいて周知します。

また、市が抱えている課題についての情報を公開し、協働で取り組む可能性を探ります。

イ　市民活動団体等の情報の収集と提供

* 第一次指針

**・市民活動や地域の活動の状況や課題を把握するためのアンケート調査等の実施【Ⅱ—イ】**

市民活動団体等の支援や協働の施策を検討するため、市民活動団体等の活動内容や運営状況、課題の把握をしていきます。

* これまでの取組

令和元年度、７年度（今回）実施。今後も必要に応じ実施。

* 第二次指針（案）

変更なし

* 第一次指針

**・市民活動団体等や団体の活動内容に関する情報の提供【Ⅱ—イ】**

市民活動団体等もその公益性から組織や運営の透明性を確保していくことが必要です。

* これまでの取組

NPOセンターによる、市民活動団体等や活動内容のHP掲載。

* 第二次指針（案）

**・市民活動団体等や団体の活動内容に関する情報の提供【Ⅱ—イ】**

NPOセンターと連携し、市民活動団体等や団体の活動内容をホームページ等各種媒体

で広く公表し、宣伝・広報活動を行います。

ウ　活動資金確保のために必要な情報の提供

* 第一次指針

**・民間の基金や助成金、申請のノウハウ等の情報提供【Ⅱ—イ】**

企業や財団など民間から市民活動に対する助成金について、助成金の種類や申請時期、申請方法などの情報を中間支援組織などが、情報を収集し市民活動団体等に向けて情報提供をしたり、申請の相談受付やノウハウの支援ができるようにしていきます。

* これまでの取組

NPOセンターHPで情報集約・周知

[**https**://npo-kamakura.com/information/fund/](https://npo-kamakura.com/information/fund/)

* 第二次指針（案）

**・民間の基金や助成金、申請のノウハウ等の情報提供【Ⅱ—イ】**

NPOセンターと連携し、企業や財団など民間からの市民活動に対する助成金にかかる情報を収集し市民活動団体等に向けて情報提供を行うとともに、申請の相談受付やノウハウの支援を行います。

エ　利用できる施設や設備の情報提供

* 第一次指針

**・市民活動団体等が活動のために利用できる会議室や設備、貸出備品の情報提供【Ⅱ—イ】**

* これまでの取組

NPOセンターの会議室や設備、貸出備品について、センターHPに掲載

* 第二次指針

削除

※会議室については（１）で記載あり。設備・備品の情報提供についてはNPOセンターHPにて経常的に掲載している。

オ　利用しやすい形での情報提供

* 第一次指針

**・ホームページやSNS、メールマガジン、広報紙など、対象に合わせた効果的な方法での情報提供【Ⅱ—イ】**

情報を受け取る市民等や市民活動団体等が利用しやすい媒体による情報提供を行います。

* これまでの取組

各種手法で周知、NPOセンターの情報誌（パートナーズ）発行。

* 第二次指針（案）

**・ホームページやSNS、広報紙、登録団体への一斉メールなど、対象に合わせた効果的な方法での情報提供【Ⅱ—イ】**

情報を受け取る市民等や市民活動団体等のニーズに合わせ、多様な媒体による情報提供を行います。

**（４）市民活動の啓発及び学習機会の提供、人的支援に関すること**

ア　活動を始めるための環境づくり

* 第一次指針

**・世代に関係なく市民活動や協働について理解し、考えるためのワークショップや市民活動の体験、インターンシップ等の実施に向けた仕組みの構築【Ⅱ—ア】**

これまで市民活動に参加したことがない人でも、自分ができることを考えて行動して

いくための支援や市民活動の支援者を増やすための広報、啓発を行います。

また、子どもの頃から地域活動に参加し、地域課題をジブンゴトとしてとらえ、自ら行

動するきっかけとなる機会の提供に努めます。

* これまでの取組

エール事業協働コースにおいて、NPO法人マナビノキと地域情報誌「ことこと」作成を通し、子どもたちが地域課題をジブンゴトとしてとらえ、自ら行動するきっかけとなる機会の提供に努めた。

* 第二次指針（案）

**・世代に関係なく市民活動や協働について理解し、主体的に行動していくための施策の検討【Ⅱ—ア】**

これまで市民活動に参加したことがない人でも、自分ができることを考えて行動して

いくための支援や市民活動の支援者を増やすための広報、啓発を行います。

また、子どもの頃から地域活動に参加し、地域課題をジブンゴトとしてとらえ、自ら行

動するきっかけとなる機会の提供に努めます。

イ　活動をより充実させるための支援

* 第一次指針

**・組織の運営に関する講座や専門相談の実施【Ⅱ—イ】**

市民活動を開始しようとする段階や活動を継続させようとする段階などに応じて、専門的な相談に対応できる体制を作ります。

* これまでの取組

NPOセンターにおける相談受付（月２回＋随時）

* 第二次指針（案）

**・組織の運営に関する講座や専門相談の実施【Ⅱ—イ】**

NPOセンターと連携し、組織運営に関する講座を実施するとともに、市民活動を開始する

段階や、活動を継続するための相談など、その内容に応じて、市民活動コーディネーター等が専門的な相談に対応します。

**（５）市民活動団体等がその特性を生かせる分野において、市が行う業務への参加機会の提供に関すること**

ア　市民参画機会の提供

* 第一次指針

**・市民や市民活動団体等の参画が施策につながる仕組みづくりの検討【Ⅲ】**

市民等が自分のできる方法でまちのために行動したり、ワークショップなど多様な方法で政策提言することにより、市の施策や事業に参加、参画する機会の提供に努めます。

* これまでの取組

協働や委託による参画について整理し、リーフレットを作成・周知。

* 第二次指針（案）

**・市民や市民活動団体等が、施策につながる事業に参画するための情報提供【Ⅱ-イ】**

NPOセンター・市民活動コーディネーターと連携し、市民活動団体等が市の施策につながる事業に参加、参画するための情報提供を行うとともに、協働事業等を通じ、市の施策や事業に参加、参画する機会を創出します。

＜参考＞

参加…「ある物事を行う一員として加わる」

参画…「政策や事業などの計画に加わる」

イ　市民活動団体等が市の事業を行うための新しい仕組みづくり

* 第一次指針

**・市民活動団体等がもつノウハウや特性、市民等のアイデアを活かした方法で市の事業を実施する仕組みの構築【Ⅱ—ア】**

市民活動団体等が実施することにより、迅速かつ高い効果が期待できる市の事業を市民活動団体等が担える仕組みづくりを進めます。

* これまでの取組

協働や委託による参画について整理し、リーフレットを作成・周知。

* 第二次指針（案）

内容を上記アに集約し削除

**（６）中間支援組織との連携に関すること**

多様な中間支援組織との連携

* 第一次指針

**・中間支援組織同士が交流する機会の提供や連携するための仕組みづくりの検討【Ⅲ】**

様々な活動分野の中間支援組織が連携することにより、支援先の団体との関係性の強化だけではなく、多様な主体をつなぐネットワークが強化され、協働の担い手が増えることが期待されることから、中間支援組織同士のネットワーク（連携）の強化に努めます。

* これまでの取組

NPOセンターが主体となり社会福祉協議会等他の中間支援組織と連携。

※その他：人と地域がつながるプラットフォームかまくら（通称ここかま）

* 第二次指針（案）

　　変更なし

**（７）協働に関すること**

ア　市職員の意識向上

* 第一次指針

**・協働事業に関する手引き（職員向け）の作成【Ⅰ】＜重点施策＞**

市職員が、市民活動や協働について理解を深めるための手引きを作成します。

* これまでの取組

協働事業ガイドラインを作成・周知。（令和４年４月発行、令和５年改訂）

年度ごとに当ガイドラインに基づく協働事業について各課から報告書を受理し市HPに掲示。

* 第二次指針（案）

**・協働事業に関する手引き（職員向け）の活用【Ⅱ-イ】**

「協働事業ガイドライン」に基づく各課の協働事業を集約し、実績報告をホームページに掲載する等の周知を通して、協働事業のさらなる促進を図ります。

* 第一次指針

**・協働研修の実施【Ⅱ—イ】**

市職員が市民活動団体等の活動に参加するなど、直接交流する機会を増やし、市民活動や協働に対する理解を深めるため、既に若手職員を対象としている研修だけではなく、中堅職員や管理職にも対象を拡大し、実施していきます。

* これまでの取組

年度ごとに協働研修を実施。（令和２年度までは入庁３年目の若手を対象として実施。令和３年度以降、新任管理職対象研修も開始。若手については体験研修を併せて実施）

* 第二次指針（案）

**・協働研修の実施【Ⅱ—イ】**

市民活動や協働に対する理解を深めるため、若手職員や新任管理職を対象とした協働に関する研修を実施していきます。

イ 協働事業を行う団体の支援

* 第一次指針

**・協働事業に関する手引き（市民向け）の作成【Ⅰ】＜重点政策＞**

市民等が、行政との協働について理解を深めるための手引きを作成します。

* これまでの取組

「協働の手引き」（令和３年作成）及び「協働事業ガイドライン」（令和４年発行）を市HPにて公表している。

* 第二次指針（案）

**・協働事業に関する手引き（市民向け）の作成【Ⅰ】＜重点政策＞**

NPOセンターと連携し、市民活動団体等が行政との協働について理解を深めるための手引きを作成します。

* 第一次指針

**・協働コーディネーターの配置【Ⅱ—ア】**

協働事業を行う上で必要な法制度や行政計画、市の予算の仕組みなどに関する知識や情報を市民活動団体等に提供し、団体をサポートするコーディネーターを設置します。

* これまでの取組

令和７年度４月から市民活動コーディネーターをNPOセンターに配置し、エール事業等の伴走支援を行っている。

* 第二次指針（案）

・**市民活動コーディネーターの活用【Ⅰ】＜重点施策＞**

　市民活動コーディネーターを活用し、つながる鎌倉エール事業における市民活動団体の相

談対応・支援や、協働を実施しようとする団体の相談対応及び伴走支援、本市各事業課に対す

る協働促進のための働きかけなどを行います。

ウ　協働事業の定期的な見直し

* 第一次指針

**・協働事業に関する制度の見直しや在り方の検討【Ⅰ】＜重点施策＞**

現在、実施している相互提案協働事業や各課が独自で行っている協働事業について、広く意見を聴きながら、より良い公共サービスを提供するため、協働に関する制度の見直しや在り方を検討します。

* これまでの取組

相互提案事業からエール事業へ移行。

* 第二次指針（案）

**・協働事業に関する制度の見直しや在り方の検討【Ⅰ】＜重点施策＞**

つながる鎌倉エール事業や協働事業ガイドラインに基づく各課の協働事業について、市民活動推進委員会における議論を踏まえ、協働に関する制度の見直しや在り方を検討します。

*⇒アンケート結果を踏まえ、主に協働コースの額と件数の他、他の補助金を受けていないことを申請条件としていることについての見直しを検討する。*

エ　協働事業の評価・検証

* 第一次指針

**・協働事業の評価・検証に関する仕組みづくり【Ⅱ—イ】**

協働事業として取り組もうとした経過（プロセス）や協働事業として取り組んだ結果について、第三者の視点も含めて、評価・検証することにより、地域にどのような効果があったかなどを把握し、協働の成果を高めることや時代のニーズに合った協働に取り組むことができるため、評価・検証する仕組みの充実を図ります。

* 第二次指針（案）

**・協働事業の評価・検証に関する仕組みづくり【Ⅱ—ア】**

協働事業として取り組もうとした経過（プロセス）や協働事業として取り組んだ結果について、第三者の視点も含めて、評価・検証することにより、地域にどのような効果があったかなどを把握し、協働の成果を高めるとともに時代のニーズに合った協働に取り組むことが出来るよう、評価・検証する仕組みを作ります。